

## 1. 長屋の一角

原告は、「復元」には「もとの位置」に戻すという要素が不可欠であり、その場において再現された物であるからこそ現物との誤解を回避するために「復元」と注記する必要があるところ、博物館の模型はもとの位置にあるものではないから、「復元」の注記は必要ないとする（原告第七準備書面2ページ）。

しかし、そもそも「復元」には「もとの形態に戻す」（下線は引用者。）という意味もあるのであって、原告の主張するように、もとの位置に戻すことが不可欠であるということとはできない。加えて、教科書の写真等の中の建物については、「もとの位置」に再現されたものか否かを判断できない場合も想定されることから、現物（すなわちその当時のもの。以下同じ。）とそれ以外を区別させることの学習上の有益性に鑑みれば、「もとの位置」であるか否かに関係なく、再現された復元物には「復元」と明示することが適当である。

この点、原告は、対象の写真は「深川江戸資料館（江東区白河）に行って分かったこと」というタイトルの枠の中の記述であり、生徒において博物館の中にあることは間違いようがないとも主張する。しかし、当該写真に博物館の一部であることを示す記述がないことや、表題である「深川江戸資料館（中略）に行って分かったこと」に対応する結論が文章として記述されており、写真と博物館との関連性が必ずしも明確ではないことからすれば、中学校段階の合理的一般人において、当該写真の被写体が現物か再現された物かが容易に判別できるとは言い難く、現物のように見えるおそれもある以上、原告の主張に理由はない。

また、原告は、学び舎の申請図書121ページ（乙A27の01の2）の写真中の長屋は、本件申請図書の写真中のそれと同じ割合で明確に写っていることや、被告国が本件申請図書の「厠」は建物で、学び舎の申請図書の「便所」は道具であると評価したことをもって、明らかなダブルスタンダードとも主張する。

しかし、本件申請図書のキャプション中では「長屋の一角」と記述され、写真の被写体を長屋（すなわち建物）として読者に認識させており、その一部を構成するものとして、「厠」が記述されている一方で、学び舎の申請図書では、「共同井戸・便所とごみ溜め」と記述され、写真の被写体を設備ないし道具類として読者に認識させているといえることから、双方の写真が読み手に認識させようとする被写体の性質は異なり、原告の当該主張に理由はない。

その他、被告国の主張は従前のおりであり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

## 2. エルサレム

被告国の主張は、被告国準備書面(2)(6ページ)及び被告国準備書面(4)(5ページ)において述べたとおりであり、本件申請図書に検定意見を付したことは、適法である。

なお、原告は、「本資料は具体的な建物などを説明しているのではなく、エルサレムの地を単に画像として示しているにすぎない」旨繰り返すが(原告第二準備書面4ページ、原告第七準備書面3ページ)、写真の示す内容は、被写体の捉え方、写真全体に占める割合等の客観的事実を基に判断されるものである。そして、「③エルサレム」の写真が、「①サンピエトロ大聖堂」と同様の構造となっていることは、被告国準備書面(2)(6ページ)に述べたとおりであって、このような写真の被写体の捉え方等からすれば、仮に原告の意図が上記のようなものであったとしても、中学校段階の合理的一般人において、これを認識することができるともいえない。

その他、被告国の主張は従前のとおりであり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

## 3. 補助艦比率

本件申請図書に検定意見を付したのは、「危機感を抱く」の記述との関係を踏まえると、7割とすべき旨の日本側の主張が実現しなかったことを理解することが「できる」ような文章上の工夫(厳密に「69.75%(6.975)」としたり、「約7割」「ほぼ7」のように厳密な7割に満たないことが認識できる形で記述したりするなど)が必要であるところ、本件申請図書にはそのような工夫がなんら認められなかったために、「10:10:7」の記述が不正確なものと評価されたからである(被告国準備書面(2)7ページ)。

原告は、令和2年度合格本において「ほぼ10:10:7」の記述に検定意見が付されなかったことについて、軍人が危機感を抱くことになった原因について、これを読む生徒は全く理解できないのであって、「ほぼ10:7:7」の記述を認めることは、生徒が対欧米比率について「7」割になったことに軍人たちが不満をもったと認識することを許容していることになると主張する(原告第七準備書面4ページ)。

しかし、令和2年度合格本における記述の適否は、本件検定の適法性に影響を及ぼすものではない。以上においても、令和2年度合格本においては、「ほぼ10:10:7」と記述されたことから、必要最小限の工夫がされたものと判断し、不正確な記述とまでは評価されず、検定意見を付すには至らなかったにすぎず、

本件検定意見の内容と矛盾しない。このように、被告国は、従前より一貫して、軍人が危機感を抱くことになった原因や「7割に満たなかったから」ということを理解させる記述でない限り必ず検定意見を付すると主張しているものではないから、これをもって、生徒が対欧米比率について「7」割になったことに軍人たちが不満をもったと認識することを許容しているとの原告の評価は当たらない。

その他、被告国の主張は従前のおりであり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

#### 4. ヤマト王権

被告国は、本件申請図書の記述は、「ヤマト」の表記がどの地名との混同を避けようとするものなのか分からず、かつ、地名を指し示すものではないと誤って理解する記述になっているために、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当する旨主張した(被告国準備書面(2)8ページ、被告国準備書面(4)7ページ)。

これに対し、原告は、本件申請図書の本文中に「大和(奈良県)の豪族を中心とする(後略)」(甲1・36ページ)とあることをもって、「ヤマトは奈良県の大和(やまと)と混同する恐れを回避するためであることは容易に理解できる」とする(原告第七準備書面4ページ)。

しかし、本件申請図書(甲1・36ページ)本文の第一行目に記述されている地名としての「大和(奈良県)」と、「④大和朝廷」のコラムにおいて記述されている「地名」の関連性を示す記述がないことから、これを読んだ中学校段階の合理的一般人において「地名」が「大和(奈良県)」を示すとの理解を「容易に」できると断定できるかは疑問であるし、この点においても、上記のおり、被告国は、どの地名との混同を避けようとするものなかがわからないということのみならず、地名を指し示すものではないと誤って理解する記述になっていることをも問題視しているものであって(被告準備書面(2)8ページ)、原告の主張はこの点に対する説明になっていない。

その他、被告国の主張は従前のおりであり、本件申請図書に検定意見を付したことは、適法である。

#### 5. 惣の掟

原告は、これらの掟が「同一の時期に成立したものである」と主張していた(原

告第二準備書面7ページ)ところ、「本件申請図書には「成立している」(掟が有効中ということ)と書かれている」(原告第七準備書面5ページ)ともいう。

しかし、本件申請図書である甲第1号証(88及び89ページ)上、そのような記載はない。「原告が教材のねらいとした所」がどのようなものであれ、本件申請図書の記述が「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))であることは、被告国準備書面(2)(9ページ)及び被告国準備書面(4)(8ページ)に述べたとおりである。

その他、被告国の主張は従前のとおりであり、本件申請図書に検定意見を付したことは、適法である。

## 6. 東京オリンピック

原告は、各年度の検定時を基準とした際の、適否の判断の根拠を全て示すよう求めるが(原告第七準備書面5ページ①)、令和元年度検定の際の判断根拠は、被告国準備書面(2)(10ページ)において述べ、令和2年度検定の際の判断根拠は、被告国準備書面(4)(9ページ)において述べたとおりである。また、平成26年度検定時の判断の根拠は、本件検定の適否の判断に直接関係するものではない。

よって、①について回答の要を認めない。

また、原告は、適否の判断の変更が、いつ、どの会議において審議され、正式に決定したのか、その会議録を求めるともするが(原告第七準備書面5ページ②)、申請図書の記述の適否は、各年度の検定時を基準時として、その時点における史料、学説の状況その他の記述に係る客観的事情を踏まえ、検定審議会において検定基準に照らして判断しているものである。加えて、検定審議会は、行政処分に係る調査審議を行うものであって、外部からの圧力がなく静謐な環境の下、委員が自由闊達に議論することを通して合意形成を図ることが重要であることから、議事の記録については、議事要旨を作成し、文科省のホームページで公表している。したがって、②についても回答の要を認めない。

さらに、原告は、日本文教出版社の「94か国」の訂正申請が文科省のアリバイ作りに協力させられたと主張するが、文科省が同社に対し「アリバイ作り」を依頼した事実はない。この点をおくとしても、基本的に訂正申請は、教科書発行者等の自発的な判断により行われるものであるところ、日本文教出版社が行った検定規則14条2項に基づく訂正申請は、検定意見を付されなかった記述について、より適切な表現に改める等の理由に基づいて一般に行われているものなのであって、当該主張は原告の邪推に基づくものである。

なお、原告は被告国が提出した論文（乙A28の06の6）の編集委員を問題にしているが、論文の著者は「富田幸祐」氏であることから、何ら意味をなさない主張である。

その他、被告国の主張は従前のおりであり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

## 7. レザノフ来航

被告国は、検定意見の趣旨について、被告国準備書面(2)（11ページ）において、「第2文の「彼ら」が第1文の「レザノフ」を含むその一団を指すものと理解するのが一般的な読解であるといえることから、これを読んだ中学校段階の合理的一般人において、襲撃が1804年の出来事であり、かつ「彼ら」に「レザノフ」が含まれていると誤って理解するおそれがある」（下線は引用者。）旨主張した（そのことを、被告国準備書面(4)（10ページ）でも繰り返し述べている。）。

したがって、「時間的關係」について被告国が被告国準備書面(2)で述べていないことを前提とする原告の主張は、前提を欠く。

また、原告は、他社の高校教科書（甲18の1及び2）における記述との比較についても述べるが、そもそも当該図書は「高校用」であるだけでなく、本件検定の対象でもなかったものであり、本件検定意見の適法性の判断に直接関係するものではない。

さらに、原告の求釈明2に対する回答をしないことについては、前記通番6（11ページ）のおりである。

その他、被告国の主張は従前のおりであり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

## 8. 日中戦争長期化の原因

原告は、米英仏ソなど複数国による中国への支援において「中でもアメリカの支援が強力だった」ことを前提とした上で、本件申請図書253ページの記述において、アメリカのことが中心になるのは当然と主張するが（原告第七準備書面8ページ）、アメリカの支援が強力な旨の明確な記述は本件申請図書中には見られず、中学校段階の合理的一般人が当該前提を認識した上で、253ページの記述を理解することができるとは言い難い。そのため、当該記述については、日中

戦争が泥沼化した理由が、アメリカによる中国の支援のみに求められると誤解するおそれがあるといえる（被告国準備書面(2) 12ページ、被告国準備書面(4) 11ページ）。

また、被告国準備書面(4)（11ページ）で述べたとおり、本件申請図書253ページの「アメリカは中国を支援」という記述は、（仮に原告の主張のとおりアメリカの支援が強力と理解することができたとしても）同234ページの本文中の「米英仏ソの支援を受けて」という記述と矛盾抵触することから、これらを一体のものとして理解することができないので、「アメリカのことが中心となるのは当然」との主張に理由はない。

その他、被告国の主張は従前のとおりであり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

#### 9. 聖徳太子と厩戸皇子

原告は、本件申請図書46ページの本文の記述について、聖徳太子についてのみ厳密に学習指導要領の文言とおりの記述を求めていると理解するなら、古代の天皇の「漢風諡号」はすべて「後に」称されるようになったものなので、他の天皇の扱いと不整合が生じることになるが、この点につき被告国は何ら答えていないとする（原告第七準備書面9ページ）。

しかし、「聖徳太子の政治」を取り上げる際には、聖徳太子が古事記や日本書紀においては、「厩戸皇子」などと表記され、後に「聖徳太子」と称されるようになったことに触れることは、学習指導要領の要求であり、これに適合しない記述が存在すれば、他の天皇の扱いとの整合性いかに関係なく、検定基準に基づき検定意見が付されることは、被告国準備書面(2)（13ページ）に述べているとおりである。

その他、被告国の主張は従前のとおりであり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

#### 10. 欧米諸国の日本接近

原告は、「幕府の政治の展開」のうち幕末期の事象については、教科書の排列上、「近代の日本と世界」の学習内容と接続させて記述することも許容しているという被告国のルールが検定基準に記述されておらず、その根拠を示すように主張する（原告第七準備書面10ページ）。しかし、被告国は、検定基準への該

当性を評価するに当たってどのような考慮をしたかを主張したものであり、原告の求めるような「内規」などはない。

また、原告は、本件申請図書と、帝国書院及び日本文教出版の記述には差異がない旨主張する。

しかし、学習指導要領上、「欧米諸国の接近」は「近世の日本」において学習するものと整理されているため（乙A29の2・51ページ）、外国船の接近の事実は、原則として「近世の日本」で触れられるべきところ、本件申請図書中、「第3章 近世の日本」（甲1・101ないし146ページ。取り分け、132ページ以降）において、当該事実に該当する記述は一切見受けられない。一方で、「第4章 近代の日本」中の156ページや157ページの本文中において当該事実が記述され、当該事実に代表される「欧米諸国の接近」の事実が近世に属することは記述されていないという具体的な記載内容を踏まえれば、本件申請図書については、「学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして不適切なところ」（検定基準第2章2（1））があるというほかない。

以上に対し、原告は、156ページの小見出しにおいて「幕府政治」と表記し、また、同ページの下の方の年表で「しっかりと江戸時代の部分に色を付け」たことによって、「近世の日本」の一部を構成することが明確に分かるよう工夫をしている旨主張するが、「幕府政治」という言葉を用いたということそれ自体によって近世とのつながりが示されているとまではいえないし、156ページ下の年表の着色は、他のページの着色状況と比較しても、単に同ページ・157ページの記述内容の時的範囲を示す以上の意味合いはないと評価でき、それらのことをもって外国船の接近の事実について「近世の日本」の学習の一部を構成することが明確にされているとはいえず、原告の主張は理由がない。

一方で、帝国書院の申請図書160ページから161ページに記述している外国船の接近の事実は、近世を取り扱う第3章（「武家政権の展開と世界の動き」。同94ページ。乙A27の10の4）の中の第5節2において「定信が進めた政策は、寛政の改革とよばれています。（中略）一方、このころ通商を求めてロシア船が接近するようになり、幕府は海防への対策にも迫られました」（同137ページ）とも記述されている。また、近世を扱う第3章の「章の学習を振り返ろう」中の年表には「外国船の接近」（146ページ）と記述されている。加えて、ここで近世の一部として示されている時的範囲である18世紀末から19世紀（「外国船の接近」と垂直にオレンジで囲まれた範囲に対応する期間）と、同161ページの右側の年表軸の着色部分（18世紀末～19世紀中旬頃）も符合しており、当該着色部分が近世に分類される事象も含まれることを理解できるといえることを踏まえると、帝国書院の申請図書における「外国船の来航と幕府の対応」の外国船の接近事実に関する記述内容は近世の学習を構成する一部であ

ると認識できる。

また、日本文教出版の申請図書172ページの左端の部分において「近世から近代へ」と見出しが付されていることや、2ページの目次において第5編（「近代日本と世界」）第1章（「日本の近代化」）第2節の名称が「近世から近代へ」となっており、「外国船の接近」における事実が「近世の日本」の学習の一部を構成することを認識できることからすれば、同社の申請図書は本件申請図書と異なるものであり、原告の当該主張に理由はない。

その他、被告国の主張は従前のおりであり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

### 11. 警備の武士

第一に、原告は、帝国書院の「教材」である「資料集」（『図説 日本史通覧』）において、「春日権現験記絵」の牛車から左の部分トリミングした上で、当該場面に対して「白河上皇を僧兵から護衛する武士」の見出しを付していることに表れているとおり、当該絵画は武士の発生を説明する教材として用いられてきたものであって、黒衣の貴族の後ろにいる者は武士である旨主張する（原告第七準備書面11ページの(1)）。

しかし、資料集は教科用図書と異なり、検定制度の対象ではなく、その内容について被告国（文科大臣）は関与していないから、原告の主張に理由はない。

第二に、原告は、令和3年6月8日の参議院文教科学委員会における松沢議員の質問に対する政府参考人（串田俊巳氏）の国会答弁を矛盾に満ちていると論難した上で、「ア）の命題が正しいのであれば、イ）及びウ）ともに検定意見が付けられるべき」と主張する（原告第七準備書面11ページの(2)）。

しかし、帝国書院の申請図書は、本件申請図書（乙A27の11の2）と掲載されている図画の範囲が異なり、「武士」が含まれていると解釈することも誤りではないことは被告国準備書面(2)（15ページ）に述べたとおりであって、「イ）」及び「ウ）」にも検定意見を付すべきとする原告の主張には理由がない。

さらに、原告は、帝国書院が当該箇所の説明文を訂正したことをもって、文科省が帝国書院に訂正申請を出すように働きかけた旨主張するが、文科省がそのような働きかけを行った事実はないし、この点をおくとしても、訂正手続は、検定の決定後の手続として設けられているものであるところ、教科用図書の使用が開始されて以降に訂正申請がされることも検定制度上、当然に想定されていること、具体的には二つの類型が存在し、その趣旨や対象が異なること、なかでも検定規則14条2項に基づく訂正は、教科書発行者等の自発的な判断により、

教科書の記述の質を向上させるための修正を許容することで、教科書の記述等の適切性を確保すべく設けられたものであることは、被告国準備書面(5) (12ないし14ページ)に述べたとおりである。そして、帝国書院の訂正申請は、2項訂正に基づくものであって、教科書の記述の質を向上させるための修正であるといえるから、「教科書の使用が始まってから途中でわざわざ訂正申請をして教科書を書き換えるのは、教科書会社の信用を失墜させるリスクがあり、極めて非合理的な行動であると言わなければならない」との前提は、それ自体原告の独自の見解にすぎない。

第三に、原告は、公卿の身辺警護に当たる隨身と呼ばれる者は社会的身分として武士に他ならないと主張したり、「武士」と「武官」はカテゴリーを異にする概念であるから、「武官」の身分を取得しても「武士」でなくなることはなく、双方は相互排除関係にある用語ではないと主張したりする。

しかし、本件申請図書(図画)の左側の黒服の装束の9名は武官及び文官で構成されており、これらの9名の背後で弓を持つ者は、当該公卿の身辺警護にあたる隨身(近衛府の下級官人や舎人)であり、官庁の官人の身分を有する者である。これらの者は武官の装束で描かれており、武士としては描かれていないことから、原告の主張に理由はない。

その他、被告国の主張は従前のとおりであって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

## 12. 古代までの日本

原告は、本件申請図書68ページは復習のページであって、既に第1章を読んでいる生徒において、当該ページにおける「ホモ・サピエンス」の記載が、第1章に含まれないと誤解するほうがありえないと主張する(原告第七準備書面15ページ)。

しかし、本件申請図書の「第1章 古代までの日本」の本文(20ページ)は、今から約700万年前に猿人が最古の人類として誕生した事実から始まっているのに対し、同68ページの兄の吹き出しは「古代までの日本は、約20万年前のアフリカでの「ホモ・サピエンス」(知恵のあるヒト)の誕生から、11世紀末の摂関政治の終わり頃まで」と述べており、その対象とする期間が整合しない。このことは、年表についても同様である。そのため、たとえ第1章を読んでいるとしても、中学校段階の合理的一般人において、兄の吹き出し中の「約20万年前のアフリカでの「ホモ・サピエンス」(略)の誕生から」を第1章の始まり部分と解した上で「古代までの日本」が章名であると認識できるということはでき

ず、かえって一般的な記述と認識するおそれがある。

なお、原告は「下の〈まとめ図〉をみながら」の文言を根拠に章の範囲を画定する記述であると主張しているが、一般的な記述としての「古代までの日本は」という記述があり、それを踏まえ、「それで」という接続詞を用いて、まとめ図において4つに分けていると理解される。

したがって、従前主張したとおり、当該記述は、「生徒がその意味を理解し難い表現」（検定基準第2章3（3））に該当するのであり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

### 13. 氷河期の日本列島

原告は、東京書籍の教科用図書については図内部における矛盾を見逃しながら、本件申請図書の図と本文の矛盾は見逃さずに指摘するという違法があるということを主張しているのだとする（原告第七準備書面16ページ）。

本件申請図書の図と本文に矛盾があるということは従前被告国が主張してきたとおりであり、そうである以上、「生徒がその意味を理解し難い表現」（検定基準第2章3（3））に該当するとして検定意見を付したことは、適法である。

他方で、原告は、東京書籍の申請図書について、氷河時代中の海面の変動で「陸続き」になった時期もあると認識できることの手がかりとなる記述はないと主張するが、東京書籍の図について上記検定基準に該当しないと判断した理由は、被告国準備書面(2)（17ページ）及び被告国準備書面(4)（16ページ）に述べたとおりである。すなわち、東京書籍の申請図書の30ページ（乙A27の13の2）の本文中には、氷河時代の説明として、「現在の日本列島も、たびたびユーラシア大陸と陸続きとなり」（下線は引用者。）と明記されているし、さらに、同本文の「氷河時代」には「P20」との注記があるところ、同20ページでは、「今から250万年ほど前から、地球は寒冷化して氷河時代となり、陸地の約3分の1が氷におおわれるような氷期と、暖かい間氷期とがくり返されました」と記述（乙A27の13の4）されていることから、氷期と間氷期の移行期間における海面変動が複数回あり、そのうち「陸続き」になった時期もある事実を認識できるようになっている。このように、中学校段階の合理的一般人において、当該図中の「陸続き」ではない部分についても時期によっては「陸続き」になる期間があると認識することができる点で、東京書籍の申請図書は、本件申請図書とは異なっているのであって、ダブルスタンダードとの主張は当たらない。

また、本件申請図書では、図中の津軽海峡が「陸続き」と表記されているにも関わらず、同図のキャプションの記述は「氷河期には日本周辺の海面は今より

100mも低く（中略）津軽海峡は100m以上の深さがあったので」というように、100m海面が下がっても津軽海峡が「陸続き」にならなかったと解釈される記述がされているという矛盾が存在するが、東京書籍の申請図書では、図中の表記と矛盾するものがないので、同列に比べることもできない。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

#### 14. 水田稲作の伝来ルート

原告は、佐藤洋一郎氏（農学博士）の2020年（令和2年）時点の見解について、3つの説があることを認めながらも、（大陸からの）直接渡來說が「だんぜん有利」と都合良く切り取った上で、被告国が「朝鮮半島渡來說」を「有力説」として必ず記述せよと主張したことを非難する（原告第七準備書面17ページ）。

しかし、被告国準備書面(2)（18ページ）及び被告国準備書面(4)（17ページ）において述べたとおり、被告国は、通説的考え方がない状況の下では、特定の説を記述するならば、朝鮮半島からの伝来ルートの説を含む諸説を記述すべきことを述べる趣旨であるから、原告はこの点を理解しない主張をしている。これをおいても、同氏の著書（甲20）では、朝鮮半島からの伝来ルートを考古学的に支持されている説（半島経由説）と評価した上で、「イネの渡来がもっぱらこの経路による」（下線は引用者。）と評価するのは「疑問」と論じ、「イネ品種の開花日の多様性をみると、イネの渡来経路は朝鮮半島経由のほか少なくともさらに低緯度の地域からの渡来を想定する必要がある」（下線は引用者。）と結論づける。すなわち、半島経由説だけではなく他の説も併存する旨を論じているのであって、直接渡來說が唯一有利な説と結論づけるものではないから、原告の主張は当該著書の記述内容を理解するものでなく、理由のないものである。

さらに、原告は、帝国書院の申請図書（乙A27の14の2）の記述について、「矢印ははっきり「稲」のものと明記がある」ことを理由として、「稲の大陸直接ルート」（単独）と読める」と主張する。しかし、当該矢印は大まかな伝来の方向性を記述するにとどまるところ、唯一のルートを示すとはいえないことは既に述べたとおりである（被告国準備書面(4)17ページ）。

その他、被告国の主張は従前のとおりであり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

## 15. 仏教伝来の年

既に主張したとおり、仏教公伝の年については、538年及び552年の両説があり、通説的考え方がないこと、したがって、年次を特定するのであれば学説状況に照らして双方の説に触れて記述する必要がある（被告国準備書面(2)19ページ）。

この点、山川出版社及び東京書籍の「6世紀半ば」との記述は、538年及び552年の双方が含まれると解し得ることから、双方の学説を包含するものと評価することが可能であるとともに、一方の考え方が通説的考え方と認識されるような形の記載ではないといえる（被告国準備書面(2)19ページ）。また、育鵬社と学び舎の「6世紀前半」との記述については、幅のある期間を記述するものであって、仏教公伝の年についての通説的考え方が538年又は552年のいずれかであると理解するおそれはないものである（被告国準備書面(4)18ページ）。「6世紀半ば」及び「6世紀前半」の各記述は、以上の観点から、いずれも、中学校段階の合理的一般人において、仏教公伝の年についての通説的考え方が538年又は552年のいずれかであると理解するおそれはないと判断されたものであって、「6世紀前半」が538年及び552年の双方を含むかどうかの問題とされたのではないから、原告の主張は被告国の主張を正解しないものであって理由がない。

その他、被告国の主張は従前のとおりであり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

## 16. 院政

原告は、権限が朝廷（天皇）にあったことを認めるならば、育鵬社における権限のない上皇が「多くの権利を与えて保護した」記述にも検定意見が付されるべきと主張する（原告第七準備書面18ページ）。

被告国は、税について課税や免税に係る権限は朝廷（天皇）にあったと主張するにとどまり（被告国準備書面(2)20ページ、被告国準備書面(4)19ページ）、上皇はそれ以外の権利を荘園に付与した事実があるため（乙A28の16の2、乙A28の16の3）、原告の当該主張に理由はない。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

## 17. 元号

この点に関する被告国の主張は従前のおりであり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

なお、原告は、新元号が入ると気づかない帝国書院のような教科書は検定時点で不完全であり、その不完全さに検定意見を付けないのはダブルスタンダードである旨を主張する（原告第七準備書面18ページ）。

しかし、被告国準備書面(2)（21ページ）において述べたとおり、帝国書院の記述は検定基準に照らして適切であるとともに、教科書上の記述は、検定手続と検定決定後の訂正申請の手続の双方が相まって、その適切性を担保しているものであり、訂正申請の手続では、検定の決定後により適切な記述に訂正すること等（検定規則14条2項）が許容されていることから、当該主張は理由のないものである。

## 18. マゼランの出航地

本件は、本件申請図書105ページの図にある「マゼラン」の線についての検定意見であって、マゼランの出航地はスペインであるにもかかわらず、その航路の始点がポルトガルのリスボンにあるように表記されていることから、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3（3））に該当するとされたものである（被告準備書面(2)22ページ）。

原告は、本記述に対する検定意見相当箇所の指摘に対し、①本件検定時には、「1つの地図に対して2件の指摘をしている。1件にまとめるべきである。」（乙A20・15枚目）とし、②本訴訟においては、「スペインのマゼランがポルトガルのリスボンから出航したということ」だとしていた（訴状別紙2・24ページ及び原告第二準備書面18ページ）。これらに対する被告国の反論は、被告国準備書面(2)（22ページ）及び被告国準備書面(4)（21ページ）のおりである。

以上に対し、原告は、新たに、本記述が③「新航路発見事業の主体となった国」、「新航路開拓事業の主催国」を表す旨を主張した上で、当該記述については国籍又は「新航路発見事業」と生徒が解釈すると主張する（原告第七準備書面19ページ）。

また、「新航路発見事業」の内容が不明瞭であることはおき、本件申請図書104及び105ページの本文中における「スペインは（中略）コロンブスを派遣」や「ポルトガルが派遣したバスコ・ダ・ガマ」という簡潔な記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、派遣した国と出航国が異なり得ることを認識する契機

がなく、被告国準備書面(2)(22ページ)において述べたとおり、「⑤ヨーロッパ人による新航路の開拓」中の「(ス)」や「(ポ)」が出航国であると理解した上で、地図上の出航国に意識が向くこととなるのであって、原告の主張に理由はない。

その他、被告国の主張は従前のとおりであって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

#### 19. 坂本龍馬と大政奉還

被告国の主張は、従前のとおりである(被告国準備書面(2)23ページ、被告国準備書面(4)22ページ)。

以上に対し、原告は、「土佐藩を通じて」とは、土佐藩の方針を決めるプロセスに従って関係者の同意と承認を得ることであるとか、「一介の浪人である坂本龍馬が直接徳川慶喜に単独で働きかけるなどあり得ない」といったことが中学生に「容易にわかる」と主張する(原告第七準備書面20ページ)。

しかし、中学校用教科書は、学習途上にある中学校段階の合理的一般人が使用するものであり、当該中学校段階の合理的一般人が、当時における「浪人」の社会的立場、坂本龍馬と土佐藩との関係性や、それを踏まえた徳川慶喜への働きかけの可否についての知見をあらかじめ有することを前提に審査することはできないところ、これらの知見は本件申請図書中に明示的に記述されておらず、「土佐藩を通じて」という抽象的かつ短い文章からこれらの知見を理解できるということもできない(被告国準備書面(4)22ページ参照)。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

#### 20. ペリー神奈川上陸図

原告は、本件申請図書の絵画の名称は厳格に正確性を求める一方、育鵬社の申請図書の絵画には「多少の乖離」を認めることからダブルスタンダードと主張する(原告第七準備書面20ページ)。

しかし、被告準備書面(2)(24ページ)において述べたとおり、作品としての「ペリー提督・横浜上陸の図」(神奈川県・横浜開港資料館蔵)と「ペリー提督・神奈川上陸の図」(東京国立博物館蔵)は異なる絵画であるとともに、中学校段階の合理的一般人においてその双方を区別して理解することが必要であるが、本件申請図書の絵画は、双方の絵画を同定する上で重要な「横浜上陸」及び

「神奈川上陸」の表記を誤っており、「不正確な」記述といえる。一方で、育鵬社の申請図書では、「横浜上陸」・「神奈川上陸」の表記の不一致はないのであって、この点において本件申請図書の記述とは異なっている。そのため、検定意見を付すか否かにおいて、本件申請図書と育鵬社の申請図書は異なる評価がされているのであって、本件申請図書と育鵬社の申請図書とで異なる判断基準を用いたものではないから、原告の当該主張は理由がない。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

## 2 1. 日本の勢力圏

原告は、本件申請図書 189 ページの図⑤（以下本通番において「本件図」という。）は、「イギリス勢力圏」、「フランス勢力圏」などの表記と同じ形式で「日本勢力圏」を表記しているが、それは列強のそれぞれの領土の範囲を示すためのものではなく、日本の領土の変遷については同 193 及び 213 ページの地図など教科書全体の記述をたどることによって学べるのであるから、本件図だけで「領土」か「領土外」か分からないという検定意見は筋違いであると主張する（原告第七準備書面 21 ページ）。

しかし、本件図において、例えば「フランス勢力圏」は、薄いオレンジ色に対して植民地である「仏領インドシナ」は朱色として「領土」か「領土外」かで塗り分けられていることや、「イギリス勢力圏」も、「九龍（英）」や「香港（英）」など「領土」の部分が明記されているという外観からして、本件図が「列強のそれぞれの領土の範囲を示すためのものではない」と評価することはできない。また、本件申請図書 193 ページ（日露戦争後の日本の領土と権益）及び 213 ページ（第一次世界大戦での日本の参戦とその結果）の図は、それぞれ時点の異なるものであるから、これらをもって本件図が示す 1899 年当時における日本の「領土」の状況が判断できるということもできず、領土の変遷を学ばせるためには、むしろ 1899 年当時の領土の状況について本件図において示すのが相当といえるのであって、原告の主張には理由がない。

また、原告は、育鵬社の地図における「1895（日）」の表記について、「数字は権益の成立年」とされており、領土になった年を指すものとして扱われていないとも主張する。

しかし、育鵬社の申請図書（197 ページ。乙 A 27 の 21 の 2）の本文では、「1895（明治 28）年、下関講和会議が開かれ（中略）朝鮮は初めて中国から独立国と認められました。また、清は（中略）台湾などを日本にゆずる」と記述されていることから、「数字は権益の成立年」という記述があっても当該記述

と地図上の表記（「台湾 1895（日）」）を併せて読めば、領土という形で権益を取得した年を指すものと理解することができる。これに対し、本件申請図書は、その本文において「1895（明治28）年、日清両国は下関条約を結び（中略）清は朝鮮の独立を認めるとともに、（中略）台湾などを日本に譲りわたしました。」（甲1・189ページ）とあるものの、本件図上、このうち台湾が日本の植民地とされたことを区別できる工夫はなく、かつ、上記のとおり、フランス勢力圏やイギリス勢力圏と、その領土については明記しながら、日本の勢力圏については、領土の別を明らかにしていないものであり、これを見た中学校段階の合理的一般人において、朝鮮、福建省及び台湾が「領土」か「領土外」かの区別なく同列のものであると誤って理解するおそれがある（被告国準備書面(2)25ページ）。

したがって、本件図は、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3（3））に該当するものであり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

## 2.2. 坂口安吾と島崎藤村

原告は、「真珠」が私小説であること、及び、小説と日記・エッセイが史料価値の異なるものであること自体は認めた上で、「真珠」は日記に近いものである旨主張しており（原告第七準備書面22ページ）、真実を伝える資料を形式論で排除するのは正しくないと主張する。

この点、小説は属性として創作的エピソードを含み得る点において、創作的エピソードを含まない属性の日記・エッセイが史料価値の異なるものである以上、歴史的分野の教科用図書における引用において、その別を明確にすることなく同列に並べることが公正さを欠くことは、被告国準備書面(2)（26ページ）のとおりである。

その他、被告国の反論は従前のとおりであり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは適法である。

## 2.3. 沖縄戦の死者数

原告は、学問的、学術的に検定した上で合格した高校教科書を原告が参照することを否定する被告の検定姿勢は、学問的でも学術的でもなく、原告の申請図書を不合格にする姿勢を示すものと主張する（原告第七準備書面22ページ）。

検定手続は、申請図書が使用される学校段階を踏まえた上で、学術的・専門的

見地から、検定時点において客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして検定基準に適合しない欠陥を指摘するものである。山川出版社の検定済高校教科書『日本史A 改訂版』（甲6）の168ページにおける「沖縄戦」の特集部分では、「沖縄県援護課の資料によれば、死亡者は18万人余り（そのうち一般人は約9万4000人）にのぼった。」と記述されているところ、「戦闘協力者」は軍人以外の一般住民であること（乙A28の23の2）を踏まえると、沖縄県生活福祉部援護課の資料（乙A28の23の1）の数値に照らし、「誤り」や「不正確」とはいえず、検定基準に適合する記述であるから、当該主張に理由はない。

原告は、原告第二準備書面（26ページ）において山川出版社の教科書の記述と本件申請図書との記述と「大差ない」と主張するが、「8万6000人余り」と「約9万4000人」が死者数として「大差ない」とすることがあまりに不正確かつ乱暴な議論であることをおいても、山川出版社の教科書の記述は、「軍」の死者数を述べておらず、双方の記述が全く異なることは一目瞭然であり、当該主張に理由はない。

なお、原告が引用する甲第21号証の177ページの記述は、「沖縄守備隊」を「日本軍」と位置付けているものと理解できるが、「沖縄守備隊」には、「防衛隊」、「義勇隊」、「学徒隊」など「一般住民とそんなに変わらない人」などが含まれているのであって（乙28の23の1・140及び141ページ）、甲第21号証においても「沖縄守備隊は七万七千人に加えて、島民二万五千人が動員された。」として、沖縄守備隊に島民（一般住民）が動員されたことが明確に記述されている。そのため、同号証にいう「日本軍の戦死者約九万四千人」についても、「一般住民とそんなに変わらない人たち」が含まれる数字だと理解できるのであって、正規の徴兵手続を経た日本「軍」の死者数を示すものということとはできない。したがって、甲第21号証を根拠に本件申請図書の記述を正当化することはできない。

その他、被告国の反論は従前のおりであり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは適法である。

#### 24. 日英同盟

原告は、合意するまでの過程ではアメリカの一方的な働き掛けがあったのであるから「アメリカは日英同盟の破棄に動いた」と記述することが適切である旨繰り返し主張するが（原告第七準備書面23ページ）、この点に関する被告国の主張は、従前のおりである（被告国準備書面(2)29ページ、被告国準備書面(4)27ページ）。

原告は、甲第22号証を根拠に、同時代の先人がこの条約を日英同盟の「破棄」と認識していたとも主張するが、日英同盟が合意により解消されたことは歴史的事実（被告国準備書面(2)29ページ、被告国準備書面(4)27ページ）であるのに対し、当該資料の記述は、原告が主張するとおり、当該著者の認識にすぎず、当該資料を根拠とする原告の主張に理由はない。

その他、被告国の反論は従前のとおりであり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは適法である。

## 25. 毛利輝元と関ヶ原の戦い

原告は、被告国が記述の正確性について中・高では異なった基準があると主張しており、異なる基準だとすればダブルスタンダードであるという（原告第七準備書面24ページ）。

しかし、そもそも、検定制度は、各申請図書の具体的な記述について、申請図書が使用される学校段階を踏まえた上で、学術的・専門的見地から、検定時点における客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして検定基準に適合しない欠陥を指摘するものであるから、前提となる歴史的事実についての理解は共通であるものの、異なる学校段階での異なる具体的な記述に対して異なる判断がされることは当然に起こり得ることである。被告国準備書面(4)（28ページ）においても、学校段階ごとに異なった検定基準があると述べているのではなく、本件検定の適法性を判断することとの関係においては、中学校とは学校段階の異なる高校段階の申請図書であり、かつ、本件申請図書と異なる記述を比較することができないことを述べているのであるから、原告の当該主張は、被告国の主張を正解しないものであり理由がない。

さらに、原告は、山川出版社の高等学校用『詳説日本史B』（甲7の1）及び『詳説日本史B改訂版』（甲7の2）の記述を根拠に本件検定意見が不公平であると主張する。しかし、これらの記述は、申請図書とは異なり、「毛利輝元」が現場に赴いたと誤解されるおそれはない。すなわち、「三成は（中略）毛利輝元を盟主にして兵をあげた（西軍）」との記述は「毛利輝元」が、現場に赴いたか否かに関係なく西軍の盟主であることを述べるにとどまり、また、「家康と彼に従う福島正則・黒田長政らの諸大名（東軍）」（甲7の1。なお、甲7の2には、本論点に該当する記述はない。）との記述は複数の大名を挙げていることを踏まえると、関ヶ原において「激突」した「両者」は「西軍」と「東軍」を指すと理解できることから、本件申請図書のように毛利輝元が関ヶ原の現場に赴いたと読まれる可能性はないものといえる。したがって、原告の主張もまた理由がない。

その他、被告国の反論は従前のおりであり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは適法である。

## 26. フェートン号事件

原告は、フェートン号事件の記述について、幕府の国防体制に衝撃を与えたことを強調する形での記述は、教材の扱いとして十分に成立し得るところ、そのために「イギリスとオランダがどのように対立したか、などの国際的な背景を中途半端に」記述しなかったと主張する（原告第七準備書面24ページ）。

しかし、被告国準備書面(2)(31ページ)及び被告国準備書面(4)(29ページ)において述べたとおり、本件検定意見を付した趣旨は、フェートン号の長崎入港の理由が、イギリスとオランダの対立を背景としたオランダ船の拿捕であり、薪水強奪を理由とするものではないという歴史的事実を誤解されるおそれがある点に求められる。よって、原告の意図に関係なく、当該誤解のおそれのある記述がある以上、検定意見を付したことは適法である。

なお、原告は、「オランダ船の追尾」が「目的等」の「等」に含まれると主張をするが、その他本件申請図書の記述を踏まえても、中学校段階の合理的一般人が、「等」にオランダ船の拿捕が含まれると理解することは不可能であり、誤解のおそれがあることに変わりはないから、当該主張に理由はない。

その他、原告は、本件について、「指摘自体の妥当性の問題よりも、他社とのダブルスタンダード問題が主要な論点」だとする（原告第七準備書面25ページ）が、本件申請図書の記述が「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」であるのに対し、他社の記述はそうのように評価されないことは被告国準備書面(2)(31ページ)に述べたとおりである。

以上のおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

## 27. 大宰府と太宰府

原告は、「大坂」と「大阪」の用法は漢字表記の問題であり、使い分けの説明がなくても混乱する中学生はいない一方、「太宰府」と「大宰府」は使い分けの説明がなければ生徒は誤解すると主張する（原告第七準備書面25ページ）。

しかし、「大坂」と「大阪」の表記についてのみ、混乱する中学生がいなくするのは、原告の根拠なき断定にすぎない。

この点においても、被告国準備書面(2)(32ページ)及び被告国準備書面(4)

(30ページ)において述べたとおり、本件申請図書の50ページの記述は、地方官庁を示す「大宰府」と地名を示す「太宰府」とが、過去の時代から(歴史的に)引き続き使い分けられてきた事実がないにも関わらず、あったものと誤解するおそれがあるから検定意見を付したのである。

原告は、太宰府市のホームページ(甲24)における使い分けの記述を主張の根拠としているが、当該記述は原告の主張の根拠となるものではない。すなわち、甲第24号証本文の第1及び第2段落では、古代のダザイフ(役所)の正式な表記が「大宰府」であったと考えられるものの、奈良時代から既に「太宰府」表記も使われ、中世以降は「太宰府」表記が多くなり、近世以降はほとんど「太宰府」となった旨と、「表記の使い分けについては、断定するまでは至って」いない旨が述べられている。このように、甲第24号証によっても、対象に関係なく各時代を通じて「大宰府」と「太宰府」が混用されるとともに、使い分けの基準も定まっていなかったことが明示されている。

これに加え、甲第24号証本文の第3段落では、昭和30年代末頃以降、研究者の提唱をきっかけに、古代律令時代の役所及びその遺跡は「大宰府」、中世以降の地名や天満宮は「太宰府」と表記されるようになったとして、特定の時期以降になって、対象と時代区分に応じて表記が書き分けられるようになった旨が述べられている。

以上に対し、本件申請図書の記述は、「大宰府は地方官庁、太宰府は地名」という使い分けが現代において便宜的に行われているものである旨の説明がなく、そのため、こうした書き分けが過去の時代から(歴史的に)引き続き行われてきたと誤解させるおそれを有する点で、甲第24号証の記述とも乖離している。したがって、甲第24号証は、原告の主張の根拠となり得ない。

その他、被告国の主張は従前のおりであり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

## 28. 太政官

原告は、他社の申請図書における「太政官」の読み仮名が、日本の律令体制では全て「だいじょうかん」、明治新政府では全て「だじょうかん」とされていることや、日本史大事典(乙A28の28の3)では、「太政官(だいじょうかん)」の項目において維新後の読み仮名を「だじょうかん」と記述することで明治新政府の読み方を「だいじょうかん」と意識的に区別している旨主張する(原告第七準備書面26ページ)。

しかし、原告が根拠とする乙A第28号証の28の1は、明治8年に発行され

た文書であり、明治時代においても「だいじょうかん」と読まれていた例が存在することを示している。また、乙A第28号証の28の1及び2における読み方の変遷のみをもって「明治国家体制が確立され次第にその呼ばれ方が定着したこと」を断定することもできないし、乙A第28号証の28の3の記述内容から「明らかに明治新政府の呼び名を別に認識させようとしている」とまでは読み取れない。これらを踏まえると、乙A第28号証の1ないし3によっても、そのような使い分けのルールが存在していたとは断定できないのであって、時期を対比させた上で読み方に関する使い分けのルールを明示する本件申請図書と、そのような明示をしていない他社の申請図書について、評価が異なるのは当然のことである。また、他の申請図書の記述はそれぞれの時代において、より広く用いられたと考えるられている「太政官」の読み仮名をそれぞれ付したものであり（被告国準備書面(2)33ページ）、結果的に原告の主張とたまたま一致していたとしても、上記のとおり、使い分けのルールはないため、この結果を帰納的に理解した上で、「ルール」化することができないことはいうまでもない。

その他、被告国の主張は従前のとおりであって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

## 29. 「蛍の光」4番

原告は、甲第25号証において、「蛍の光」の4番の歌詞は「国民に国境・国土防衛などの意識を持たせるためにつくられたと書かれている」ことをもって、「これは、国境が画定したのを受けて、千島から沖縄までが日本（やしま）だということを国民に教える意味も込められており」との本件申請図書の記述の「史料的根拠や学術論文」（乙A23・59枚目）であると主張するようである（原告第七準備書面27ページ）。

しかし、本件検定意見を付した趣旨は、当該4番の歌詞自体が領土教育の意図を含んでいることが歴史学では通説的考え方とはいえないにもかかわらず、記述内容が当該意図を含むと断定的に記述されている点に求められる（被告国準備書面(2)34ページ）。

この点、甲第25号証中の記述においても、「蛍の光」の4番の歌詞につき「千島から沖縄までが日本（やしま）だということを国民に教える」目的も含まれていたと断定的に記述している部分は存在しない。

よって、蛍の光の4番に「千島から沖縄までが日本（やしま）だということを国民に教える意味も込められて」いたことを確定的に判断することはできないので、当該書証上の記述を根拠に、本件申請図書中の断定的な記述部分を正当化

できない。

これらをおいても、同50ページ及び51ページの上記の記述は、著者の解釈として述べられているにすぎず、かつ、当該書証は2022年（令和4年）10月に発行されたものであるから、当該見解が本件検定当時における歴史学での通説的考え方を示すものだということもできない。したがって、本件検定との関係で、甲第25号証を「史料的根拠や学術論文」（乙A23・59枚目）とみることはできない。

その他、本件申請図書の記述を裏付ける史料的根拠や学術論文などが確認できず、歌詞自体が領土教育の意図を含んでいることが歴史学での通説的考え方といえないことは、被告国準備書面(2)（34ページ）に述べたとおりであって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

### 30. 金印

原告は、本件申請図書の記述と東京書籍における記述は、カギ括弧の有無を除いてほぼ同じであり、東京書籍については『後漢書』の引用と評価せずに意見を付さず、本件申請図書のみ意見に付したことはダブルスタンダードであって違法であると主張する（原告第七準備書面27ページ）。

しかし、双方の記述は異なるものである。すなわち、東京書籍の申請図書では本文中に「皇帝から金印を授けられたと記されています」（乙A27の30の2）と記述され、その注⑨において「後漢書」東夷伝の部分要約が記述されているところ、本文中の記述はこの部分要約の内容に比してより平易かつ抽象的な記述となっていることからして、この記述を読んだ中学校段階の合理的一般人において、本文中の「後漢書」には（中略）と記されています」との内容が、そのままの文言で「後漢書」に記載されているわけではないと容易に理解することができる。これに対し、本件申請図書には、そのような対応関係も認められないのであるから、東京書籍の記述と同一に評価されるべきであるということもできず、原告の主張に理由はない。

なお、原告は、被告がカギ括弧の有無で文章の原典の引用か否かを判断してきたと主張するが、被告国準備書面(2)（35ページ）及び被告国準備書面(4)（33ページ）において述べたとおり、被告国は一貫してカギ括弧の有無のみで原典の引用か否かを判断すると主張しているものではないので、当該主張はこれまでの被告国の主張を理解しないものである。

その他、被告国の主張は従前のとおりであって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

### 31. 日本の世界遺産／（山川）従軍慰安婦

原告は、山川出版社の「従軍慰安婦」に関する記述について検定意見が付されるべきとの理解の下、被告国は原告の主張に反論していない旨主張したり、これに検定意見を付さなかったこととの比較において、原告の申請図書に検定意見を付したことが違法である旨主張したりする（原告第三準備書面 2 及び 3 ページ、原告第七準備書面 28 ページ）。

しかし、山川出版社の慰安婦に関する記述に「生徒が（中略）誤解するおそれ」がないことは被告国準備書面 (4)（34 ページ）において述べたとおりであって、原告の主張は前提を欠くし、本件申請図書の記述が「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」であることは、被告国準備書面 (3)（3 ページ）において論理的に反論しているから、原告の当該主張に理由はない。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

### 32. この 150 年

原告は、「この 150 年間」は現在から 150 年と読むべきだとし（原告第三準備書面 4 ページ）、その場合に黒船来航から約 20 年が捨象されてしまうことについては、黒船来航直後から近代化に着手できたわけではないのであって、日本の近代国家へ向けた基盤が確立したのは 1872 年頃であり、以後殖産興業のスローガンの下、工業立国に向けて発展したのであるなどと主張する（原告第七準備書面 28 ページ）。

しかし、本件申請図書は、「黒船来航で西洋文明の衝撃を受けた」ことが、工業立国をめざしたきっかけもしくは動機と位置づけているのであるから（甲 1・3 ページ）、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人は、「この 150 年間」については、黒船来航を起算点として現在までの期間が 150 年と理解することとなる点は、被告国準備書面 (4)（35 ページ）に述べたとおりである。その他、本件申請図書の該当部分には、原告が主張するような、日本の近代国家へ向けた基盤が確立した時期やその理由についての記述もないのであって、中学校段階の合理的一般人が、1872 年頃に近代国家へ向けた基盤が確立し、その頃以降から 150 年間本格的な工業立国に向けて発展したことを理解し、黒船来航から約 20 年間を捨象した上で、現在から 150 年と解釈することはできないというほかなく、原告の当該主張に理由はない。

したがって、被告国準備書面 (3)（4 ページ）及び被告国準備書面 (4)（35 ページ）において述べたとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

### 33. 仁徳天皇

原告は、本件申請図書の「祀られている」との記述につき、被告国は「葬られている」と記述すべきとしたが、仁徳天皇陵に仁徳天皇が「葬られている」かは考古学上議論があるのに対し、「祀られている」は問題ない旨主張する（原告訴状別紙2・42ページ、原告第七準備書面29ページ）。

しかし、これらの主張は、被告国の検定意見を付した理由を正解しないものである。

すなわち、被告国準備書面(4)（36ページ）において述べたとおり、古墳の最も基本的な機能は墓（すなわち「葬る場」）であって、本件申請図書においても、古墳が墓である旨が記述されており（甲1・36ページ）、これを読んだ中学校段階の合理的一般人もそのように理解するといえるところ、該当部分のみ「祀られている」と記述され、その他に祭祀が行われた事実について何ら記述がないことからすれば、中学校段階の合理的一般人において、古墳に遺体が葬られていることを「祀る」と表現するのが正しいと誤って認識するおそれがある。

検定意見を付した理由は以上のとおりであって、実際に祭祀が行われた事実の存否や原告の主張する「仁徳天皇が葬られているかどうか考古学上議論がある」ことは、上記おそれの有無とは関係せず、検定意見の適否に影響を及ぼさない。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

### 34. ピラミッド

原告は、①被告国が「かぎ括弧を付することにより引用であることを示すということは一般に行われているものといえる」としつつ（被告国準備書面(3)6ページ）、②かぎ括弧は直接引用で用いるべきという前提に立っていないとしている（被告国準備書面(4)37ページ）ことから、被告国が、かぎ括弧の用法に規則はないことを認めたとし、本件申請図書における記述は、「書きぶり」から要約ではないと判断する一方、東京書籍については要約である工夫がなくとも、要約と判断できるから良いという、恣意的な判断がされていると論難する（原告第七準備書面29ページ）。

しかし、当該主張は従前の被告国の主張を正解しないものである。

すなわち、被告国準備書面(3)（6ページ）及び被告国準備書面(4)（37ページ）において述べたとおり、本件申請図書は、「『歴史』という本で、「(中略)」と書きました」と記述していることから、これを客観的に判断した場合（第七準備書面において、原告はこれを「書きぶり」に基づく判断と評価・表現している

と思われる。)、かぎ括弧内の記述部分があたかもそのまま『歴史』に書かれているように読めるものとなっている。しかし、実際にはかぎ括弧内の部分是要約であるから、学習指導要領（乙A29の2・53ページ）の趣旨を踏まえれば、そのまま引用したものではないことが分かるような工夫がされるべきところ、本件申請図書上、そのような工夫はされていないことから、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3（3））に該当すると判断されたものである。

また、被告国の主張について、上記①は、かぎ括弧の一般的な用法を論じている一方で、上記②は、本件申請図書23ページのヘロドトスの記述について、かぎ括弧を根拠にして直接引用であると判断したものではないという形で、本件申請図書中の個別事例の記述についてのかぎ括弧の用法を述べたものであって、被告国は一貫して、具体的な記述内容を客観的に判断しているものであるから、判断が恣意的であるとの原告の主張に理由はない。

その他、被告国の主張は従前のおりであり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

### 35. 中国文明の3大要素

原告は、被告国の主張を論難するが、当該主張自体、何ら合理的な根拠を伴うものではなく、「文脈の中で文は読まれ解釈されていく」という従前の原告の主張（原告第三準備書面15ページ）とも矛盾するものであって、理由のないものである。

原告の主張は、結局のところ、「といわれます」を付していることによって一つの考え方であることを示しているということに尽きるといえるが、そのようにみることができないことは、既に主張したとおりである（被告国準備書面(3)7ページ）。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

### 36. 古代ローマ

原告は、本件申請図書の記述について、「ローマ帝国が最もローマ帝国らしい時」についての一般論を述べているだけであるというが（原告第七準備書面30ページ）、原告の主張によっても、当該時期が具体的にいつを指すかは明らかでなく、当該時期のローマ軍が実際に祖国意識を持っていたのかの立証もない。

また、以上をおいても、そもそも本件申請図書27ページの小見出しでは、「ローマの共和政とローマ帝国」と明記されるとともに、当該項目では、特に時期の限定なく、ローマの政治制度の3つの事項の一般的な説明をする旨の記述がされている（同ページ4行目から9行目）。そして、続く「第1」（同ページ10行目）の段落では、「共和政」という特定の時期に存在した統治の技術の記述がされる一方、「第2」及び「第3」（同ページ15及び18行目）の段落では、「ローマ帝国が最もローマ帝国らしい時」などといった時期の特定はなく、また、上記「第3」に取り上げられている「祖国」の概念自体も特定の時期に限って存在する概念ではなく、ローマの歴史のどの時期にも存在し得る概念であって、かつ、記述の対象となる軍隊の「祖国」意識が一般的な形で説明されていることを踏まえれば、客観的にみて当該段落の記述内容が「ローマ帝国が最もローマ帝国らしい時」に限定されたものであるとは評価できないし、当該記述を読んだ中学校段階の合理的一般人においても、「第3」の記述が特に「ローマ帝国が最もローマ帝国らしい時」について述べるものであると認識することは困難といわざるを得ず、原告の上記主張は理由がない。

その他、本件申請図書の記述が「生徒が（中略）誤解するおそれ」のあるものであることは、すでに述べたとおりであって（被告国準備書面(3)8ページ、被告国準備書面(4)39ページ）、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

### 37. 魏志倭人伝

原告は、平成29年の学習指導要領の改訂によって資料等から歴史的事象の情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を習得する学習が重視されることとなったとしても、そのことと、資料上の記述が引用か要約かは直接的論理関係がないとする（原告第七準備書面31ページ）。

しかし、情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を習得するためには、その前提として、文書中の記述が原史料からの（直接）引用であるか、あるいはその要約であるかを理解することが、必要不可欠であるといえるから、このような学習に当たり、教科用図書上提示される情報が原史料そのものであるのか、それとも要約されたものであるのかの別が重要でないとする原告の主張は、独自の見解にすぎない。

その他、被告国の主張は既に述べたとおりであって（被告国準備書面(3)9ページ、被告国準備書面(4)40ページ）、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

なお、原告は、引用と要約を分けるということが、どの会議において定まったのか、その議事録を求めるともするが（原告第七準備書面31ページ）、申請図書の記事の適否は、各年度の検定時を基準時として、その時点における史料、学説の状況その他の記事に係る客観的事情を踏まえ、検定審議会において検定基準に照らして判断しているものであるし、検定審議会は、行政処分に係る調査審議を行うものであって、外部からの圧力がなく静謐な環境の下、委員が自由闊達に議論することを通して合意形成を図ることが重要であることから、議事の記事については、議事要旨を作成し、文科省のホームページで公表していることは、通番6（11ページ）に述べたとおりであるから、回答の要を認めない。

### 38. 邪馬台国

原告は、従前の原告の主張について、「共同体間の争い」を示す記述と、倭人の特色を示す記述は明確に分かれており、かつ両立し得るのであって、矛盾は生じないというが（原告第七準備書面32ページ）、中学校段階の合理的一般人において原告がいうように理解できるといえないことは、既に主張したとおりである（被告国準備書面(3)10ページ、被告国準備書面(4)41ページ）。

また、原告は、被告国が該当ページの「⑧盗みがなく、争いの少ない社会」の内容に言及したことについて、当該コラムは人の特色を説明したものであることは明白であるとも主張するが、「争いの少ない社会」という題名中の文言や、「倭人社会の特徴」としても紹介されていること、更には、「倭国は縄文時代以来のおだやかな社会を引きついでいた」との記述があることからしても、当該コラムが原告のいうように人の特色を説明したものであることが明白であるとか、倭人社会については説明していないということとはできない。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

### 39. 古墳と農地

原告は、当該コラムのタイトルは前方後円墳であり、最盛期の古墳を取り上げるものであって、内容は全て前方後円墳に関わる説明であるとする。そして、本件申請図書の内容は、最盛期の古墳に大まかに当てはまる古墳のサイズと耕地の広がりとの関係に着目するよう誘導しているにすぎないとする（原告第七準備書面33ページ）。

しかし、「古墳には下の4つの形式があります。（中略）古墳の大小は農地の広

がりと関係しています。」との記述が、その体裁からして、中学校段階の合理的一般人において、およそ古墳一般についていうものと理解されるものであることは、既に述べたとおりである（被告国準備書面(3) 11ページ）。以上に対し、原告は、「古墳の4つの形式は単に「前方後円墳」の定義のために持ち出されたに過ぎない」（原告第七準備書面33ページ）ともいうが、「前方後円墳は、方墳と円墳を組み合わせたもの」との当該コラムの説明の内容を踏まえると、前方後円墳の定義のために前方後方墳をも掲載する必然性は認められないのであって、客観的にみて、これらの古墳の図が前方後円墳の定義のために持ち出されたものにすぎないとか、その内容が全て前方後円墳に関わるものだと認めることはできない。

その上で、古墳の築造方法は、時期や立地によって一様でないとともに、そのサイズの大小は農地の広がりとは関係していると説明できないから、当該記述は「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3（3））に該当するものとして検定意見を付したものである（被告国準備書面(3) 11ページ）。したがって、当該コラムの内容が前方後円墳について述べるものであることを前提に、最盛期の古墳に大まかに当てはまる古墳のサイズと耕地の広がりを述べるものだとする原告の当該主張に理由はない。

なお、原告は、令和2年度に再申請をした際、「古墳の大小は農地の広がりとは関係しています」との記述を削除した結果、検定意見が付されなかったことについて、被告国の主張と矛盾しているともいう（原告第七準備書面33ページ）。しかし、令和2年度合格本における記述の適否は、本件検定の適法性に影響を及ぼすものではない。以上をおいても、本件申請図書（甲1・37ページ）における「溜池を掘り（中略）土を盛り上げた」との記述（先行記述）は、「古墳の大小は農地の広がりとは関係しています」との記述（後行記述）の理由部分と解されることから、先行記述は古墳一般について述べるものと理解できる一方で、令和2年度合格本においては、後行記述が削除されたことで、先行記述が古墳一般について述べるものとはまではいえず、特定の古墳形式を想定した記述と評価することも可能となったことから、必要最小限の工夫がされたものと判断し、誤解を生じさせる記述であるとまでは評価されず、検定意見を付すには至らなかったにすぎず、本件検定意見の内容とは矛盾しない。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

#### 40. 聖徳太子と古代律令国家

原告は、本件申請図書における「古代律令国家建設の方向を示した指導者でし

た」(甲1・47ページ)と「聖徳太子 日本の律令国家へ方向づけをした」(同19ページ)の意味は同じであるという(原告第七準備書面34ページ)。しかし、原告はその合理的な根拠を示さないことから、当該主張には理由がない。そして、それぞれの記述が、その体裁などからして異なる評価ができるものであることは、既に述べたとおりである(被告国準備書面(4)43ページ)。

その他、被告国の主張は従前のとおりであって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

#### 42. 時宗と御家人

原告は、『兼光卿記』において北条時貞、式部大輔時弘が鎮西に向かうと記述されているのであって、この点への反論がなければ、被告国の主張は破綻すると主張する(原告第七準備書面35ページ)。

しかし、『兼光卿記』は、藤原兼光(1145年生、1196年没)の日記であり(乙A28の42の5)、ここで問題とされている文永の役(1274年)における「蒙古」の襲来に備えた北条時宗(1251年生、1284年没)による「よびかけ」より半世紀以上前の時代に書かれたものであるから、当該「よびかけ」についての歴史的史料ということとはできない。

また、以上の時間的先後関係に明らかなおおり、『兼光卿記』上、フビライの要求をきっかけとして北条時貞や式部大輔時弘が鎮西に向かう旨の記述も当然に見受けられないのであって、原告の当該主張に理由はない。

その他、被告国の主張は従前のとおりであり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

#### 43. 十三湊

被告国の主張は既に述べたとおりであって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である(被告国準備書面(3)14ページ、被告国準備書面(4)45ページ)。

原告は、申請図書の記述について、「始まり」は時間の経過を示す自動詞であって、もともとの文章が副詞節である旨主張しているが、副詞節か否かは動詞の性質によって決定されるものではないし、副詞節であることを示す接続詞もなく(これに対し、「始まると」とした場合の「と」は、副詞節のうち条件節を表す助詞である。)、当該主張に理由はない。

なお、原告は、この点に関する適否変更の判断に至った根拠資料と、会議録を示すよう求めるが（原告第七準備書面36ページ）、上記に述べたところのほか、申請図書の記事の適否は、各年度の検定時を基準時として、その時点における史料、学説の状況その他の記事に係る客観的事実を踏まえ、検定審議会において検定基準に照らして判断しているものであるし、検定審議会は、行政処分に係る調査審議を行うものであって、外部からの圧力がなく静謐な環境の下、委員が自由闊達に議論することを通して合意形成を図ることが重要であることから、議事の記事については、議事要旨を作成し、文科省のホームページで公表していることは、通番6（11ページ）に述べたとおりであるから、回答の要を認めない。

#### 44. 朝鮮出兵

原告は、戦争の規模を示す指標は動員数が最もふさわしいとするが（原告第七準備書面37ページ）、それ自体、原告の独自の見解にすぎない。

以上においても、原告は、訴状別紙2（49ページ）において持論を展開するにとどまり、被告国準備書面(4)46ページにおいて述べたとおり、当該主張は「学術的挙証」として十分なものになっていないのであって、原告の主張によっても、当該記事が教科用図書の記事として不適切でないことが証明されているということとはできない。なお、原告は、原告第七準備書面（37ページ）において、杉晴夫の『腹背の敵』（文芸社）を引用するが、当該文献は、「はじめに」で、生理学者として著名な杉晴夫氏が、「李舜臣の高貴な生涯を我が国の人々に理解」してもらうために描いた李舜臣の「伝記」であり（乙A28の44の1）、参考文献にも創作的エピソードを含み得る小説を挙げるなど、歴史学の専門家を対象とする学術的な文献とはいえないから、当該文献を本件申請図書記事を裏付ける学術的文献であるとみることはできない。

その他、被告国の主張は従前のとおりであって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である（被告国準備書面(3)15ページ、被告国準備書面(4)46ページ）。

#### 45. 間宮海峡

原告は、樺太を島であると松田が「発見」と認めつつ、間宮の業績と相対的に評価すべきとし、また、松田が発見した後の間宮の調査に触れて、海峡発見の最大の貢献は間宮林蔵に帰せられるべきなどと主張する（原告第七準備書面

38及び39ページ)。

しかし、被告国準備書面(3)(16ページ)及び被告国準備書面(4)(47ページ)において述べたとおり、間宮林蔵よりも先に松田伝十郎が、樺太が島であることを確認した歴史的事実(乙A28の45の1)があることから、原告の当該主張に理由はない。

また、原告は、『広辞苑』において「発見」が「はじめてみつけだすこと」と定義されているところ、令和2年度合格本では「発見」の記述に検定意見が付されておらず、「はじめてみつけだすこと」の記述が許容されていることから、本件申請図書における「世界で初めて発見」の記述も許容される旨主張する。

しかし、令和2年度合格本においては、「世界で初めて」という明白に誤解するおそれのある文言が削除されたことから、必要最小限の工夫がされたものと判断し、誤解を生じさせる記述であるとまでは評価されず、検定意見を付すには至らなかったにすぎず、本件検定意見の内容とは矛盾しない。

本件申請図書に検定意見を付した理由は上記の通りであり、令和2年度合格本において「発見」の記述に検定意見が結果的に付されなかったことは、間宮が樺太を島であることを初めて見つけたという意味の「世界で初めて発見しました」という記述を許容したことを意味するものではないので、検定意見が付されなかったことの当該主張に理由はない。

なお、令和元年度検定における中学校社会科歴史的分野の申請図書は、自由社以外の社の全てにおいて、「確認」と記述していることから、当該記述に検定意見は付されていない。

その他、被告国の主張は従前のとおりであって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは適法である。

#### 46. 錦の御旗

原告は、後世において成立した文献であることだけを理由に本の記述内容を疑えば、前近代の歴史書は書けなくなるとして被告を論難し、『承久記』のような軍記物語であっても日記や記録を元に行っているもので、創作ばかりではなく史実が踏まえられており、資料性が高いと主張する(原告第七準備書面41ページ)。

しかし、被告国準備書面(3)(17ページ)及び被告国準備書面(4)(48ページ)において述べたとおり、原告の引用する『国史大事典』では『承久記』等の記述を引用しつつ、遅くともこれらの作品が成立した頃には、人々の間において「錦御旗が自軍の正当性を根拠づけるものとして意識されていたことが知られ

る」旨を述べるにとどまり、実際に後鳥羽上皇が承久の乱の際に「錦の御旗」を掲げたとするものではないことから、『国史大事典』の記述は根拠とならない。

これをおいても、被告国は、単に前田本の成立時期が遅い点のみを理由に、『承久記』における錦の御旗に係わる記述が事実ではないと主張しているものではなく、同一場面に係る諸本の記述が異なる点や本の性質等の諸要素を加えた上で、総合的に判断して、承久の乱の際に後鳥羽上皇が「錦の御旗」を掲げたことが信頼性のある史料で確認できるわけではないと結論付けたものであり、原告の主張には理由がない。

繰り返しになるが本件申請図書に検定意見を付した理由は、承久の乱の際に後鳥羽上皇が写真のとおり「錦の御旗」を掲げたことを、『承久記』の前田本の記述を根拠として歴史的事実と認めることができないことにあり、『吾妻鑑』及び『平治物語』の史料としての一般的な価値に係る原告の主張は、これに直接関係するものではなく理由がない。

以上のとおり、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

#### 47. 内戦下の中国

原告は、地方軍閥が治安維持の役割を担ったのは精々軍閥内部の治安維持までであり、軍閥同士の争いを制御する機能はないとし、国全体の治安維持がなされない状況を「無法地帯」と捉えた上で、軍閥が「割拠」したとの記述をもって争いが絶えない状態を明示していると主張する（原告第七準備書面42ページ）。

しかし、被告国準備書面(3)(18ページ)及び被告国準備書面(4)(49ページ)において述べたとおり、「無法」が抽象的な記述である故に、「無法地帯」も抽象的な記述であることは言うまでもない。すなわち、「無法地帯」とは、法にはずれ道理のない地域や乱暴な地域を意味し(乙A28の47の2)、軍閥の領域の内外を特定しない一般的かつ抽象的な概念である。これに加えて、「割拠」という記述から、中学校段階の合理的一般人が、必然的に軍閥同士が争っていたという事実を導き出すことができるということはできないから、原告の上記の主張に理由はない。

その他、被告国の主張は従前のおりであって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

#### 48. 北伐と中国共産党

原告は、引き続き『南京漢口事件真相 揚子江流域邦人遭難実記』をもって本件申請図書の記事の裏付けとするようであるが、南京事件の背景には、当該書籍に記載された共産党謀略説を含め、複数説が主張されているのであって、定着した通説的考え方があるわけではないことは、被告国準備書面(3)(19ページ)に述べたとおりである。そうであるにもかかわらず、本件申請図書は、共産党謀略説に依拠した断定的記載をしていることから、「生徒が(中略)誤解するおそれのある表現」(検定基準第2章3(3))に該当すると判断したものであって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

なお、原告は、学び舎の申請図書225ページ(甲26)において「南京市に住んでいた夏淑琴(当時8歳)の話」(笠原十九司『体験者27人が語る南京事件』)が掲載されていることに関して、当該証言を掲載するならば、日本の被害者の証言の資料価値を疑うことはダブルスタンダードであると主張する。

しかし、『南京漢口事件真相 揚子江流域邦人遭難実記』は、本件申請図書において断定的に記載されている「北伐の(略)共産党員は(略)略奪、暴行、殺人の限りを尽くしました」という記事の根拠史料として原告が挙げるものであるから、同証拠の内容が、客観的な分析を経ているなど、上記の記事の内容が歴史的事実として存在したことを証明するといえる程度のものであることが求められる。これに対し、学び舎の申請図書における『体験者27人が語る南京事件』の一部要約としての「南京市に住んでいた夏淑琴(当時8歳)の話」中にある証言の記事は、当該証言自体の存在を示す史料として掲載するものと評価できる。このように、双方の史料の機能・用法は異なることから、同列に論じることができず、原告の当該主張に理由はない(本件申請図書(甲1)でいえば、243ページの「⑧疎開児童と東京大空襲」では、児童の発言自体の存在を示す史料として、手記を掲載しているところ、上記の学び舎の申請図書の史料と同じ機能・用法を果たすものであるため、検定意見は付していない。)

その他、被告国の主張は従前のとおりであって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

#### 49. インドネシア独立と皇紀

原告は、「メディアとしての暦：朝鮮・台湾・インドネシアにおける元号と皇紀」(乙A28の49の2)について、「執筆者のバイアスのかかった感想を述べているに過ぎない」(原告第三準備書面21ページ)と評価していた点を翻し、同証拠によって現地の人間に積極的に皇紀が用いられていたことが証明されて

おり、裏付けは被告証拠で充分であるという（原告第七準備書面44ページ）。

しかし、「現地の人間に積極的に皇紀が用いられていたこと」をもって、これが「日本に敬意を表し」たためであると結論づけることはできない。これにおいても、同号証では、「積極的に採用する紀年法が不在のまま、日本軍政下の紀年法がさほど意識されずに「慣性的」（引用者注：「積極的な力学が働かず、惰性的に軍政が持続したという意味」だとされる。同号証18ページ）に採用されたのではないか」（同号証17及び18ページ）と記述されているのであって、「絶頂期を迎えた皇紀がその勢いそのまま占領地で使用されていた」、皇紀は、「日本軍のお膳立てで独立準備を進めてきた関係もあり、採用に対する抵抗が少なかった」などの記述をもって、「日本に敬意を表し」たと評価することもできない。その他、同証拠が、インドネシアの独立宣言文において皇紀が使用された理由につき、様々な学説が主張されている旨示していることは、既に述べたとおりであって、この点につき歴史学において定着している通説的考え方があるものではない（被告国準備書面(3)20ページ、被告国準備書面(4)51ページ）。

したがって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

#### 50. 中華人民共和国

” 被告国準備書面(3)(21ページ)及び被告国準備書面(4)(52ページ)において一貫して述べたとおり、本件申請図書の記述は、中華人民共和国が成立当初は共産党以外の政党との連合政権であったという歴史的事実（この点は、原告自ら、「「連立政権」といえる」と認めているところである。原告第七準備書面45ページ。）を誤解させるおそれのある記述であるから検定意見を付したものである。

原告は、「連立政権」であることを記述するとかえって本質が分からなくなるので、歴史教科書に書く必要はないと主張するが、そもそも当時の政権の性格を記述することは、学習指導要領上要求されているものではない。そのような中で、原告が、あえて当時の政権の性格につき「共産党政権」と記述する以上は、当該記述が検定基準に照らして適切か否かを判断する必要があり、その内容が歴史的事実に反するもので、「生徒が（中略）誤解するおそれのある表現」（検定基準第2章3(3)）と評価されれば、検定意見が付されるのであって、当該主張に理由はない。

また、原告は、学習指導要領上、「冷戦」がキーワードのひとつとされていることをもって、当時の政権成立について「共産党政権の成立」として捉えることは当然である旨主張するが、その論理関係はともかく、学習指導要領上に「冷戦」

が記述されていることをもって、中華人民共和国の成立当初の政権を「共産党政権の成立」として捉えるように要請するものでもない。

その他、被告国の主張は従前のおりであって、本件申請図書に対し検定意見を付したことは、適法である。

”